

横浜キャンパスは 車両通学（自転車を除く）禁止です

① 車両通学について

横浜キャンパスでは、身体的事情や卒業研究など、やむを得ない事情により車両通学が必要となる場合を除き、下記の理由により自転車を除く車両（普通自動車、自動二輪車、原動機付自転車）での通学を禁止しています。通学には、公共交通機関を利用してください。

【禁止理由】

- 公共交通機関を利用して通学出来る立地条件であること。
- 周辺が住宅地であり、付近に小・中・高等学校が多く交通事故が懸念されること。

② 違法駐輪を繰り返す学生の処分

横浜キャンパスでは、車両通学の禁止を繰り返し注意喚起していますが、本学学生による自動二輪車や原動機付自転車などの違法駐輪・無断駐輪によるトラブルや苦情が多く、見過ごすことができない状況にあります。

大学から指導を受けたにも関わらず、違法駐輪を繰り返す学生は、学則により懲戒（停学等）処分を受けることとなります（下記参照）。学生諸君には、本学学生としての自覚を持ち、学内諸規程の遵守を強く求めます。

車両通学に関する取扱要領に違反した学生に対する指導要領

（目的）

第1条 この指導要領は、神奈川大学学生の「車両通学に関する取扱要領」に違反した学生に対して、改善を求めることを目的とする。

（指導）

第2条 学生生活支援部長は、違反学生に対して指導を行い、始末書を提出させるものとする。

（処罰）

第3条 第2条の指導を受けた学生に、改善が見られない場合は、神奈川大学学則第56条に基づき懲戒処分とする。

（処分の基準）

第4条 第3条に定める懲戒処分は、次の各号の基準に基づき、学生生活支援委員会が、教授会に提案するものとする。

1 第2条の指導を受けた学生が更に違反を行った場合は戒告処分とする。

2 前号1の処分を受けた学生が更に違反を行った場合は停学処分とする。

第5条 停学処分を受けた学生については、その氏名を公表し、保証人に通知する。

（所管）

第6条 この指導要領に関する事務の所管は、学生生活支援部学生課および平塚学生課とする。

（改廃）

第7条 この指導要領の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。

附 則

この指導要領は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この指導要領は、平成15年2月5日から施行する。

附 則

この指導要領は、平成17年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

③ 自転車置場利用の案内及び損害賠償責任保険等への加入について

通学のために自転車を利用する場合は、裏面に記載されている自転車置場を利用してください。一部の駐輪スペースは時間帯により混雑することがありますが、駐輪スペース以外への駐輪は禁止されています。歩行者や他の利用者の迷惑になりますので、駐輪マナーを守って利用してください。

また、神奈川県内で自転車を利用する場合は、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっていますので、必ず加入してください。

みなとみらいキャンパスは自転車を含む車両通学禁止です

次のページへ 

横浜キャンパス自転車置き場設置場所

2022. 4. 1 学生課



- 自転車置き場
- ① 第2自転車置き場 250台
- ② 第3自転車置き場 126台
- ③ 第4自転車置き場 71台
- ④ 第5自転車置き場 102台
- ⑤ 第6自転車置き場 109台
- ⑥ 第7自転車置き場 52台
- ⑦ 第8自転車置き場 180台

神奈川県では、自転車の安全で適正な利用と自転車事故の被害者を速やかに救済し、加害者の経済的負担を軽減するため、自転車損害賠償責任保険等の加入を義務付けています。自転車を利用する人は必ず保険に加入してください。